

意見整理台帳（パブコメ）

○ 意見募集期間 平成27年11月20日から平成27年12月21日

○ 提出された意見の概要

- ・意見項目数 30件
- ・内容別の内訳

地震災害対策計画	件数
第1章 総則に関する意見	0
第2章 災害への事前対策計画に関する意見	5
第3章 災害応急対策計画に関する意見	18
第4章 災害復旧・復興計画に関する意見	0
第5章 特殊災害対策に関する意見	0
第6章 東海地震に係る事前対策計画に関する意見	3
その他(全体にわたる意見等)	2
計	28

風水害等災害対策計画	件数
第1章 総則に関する意見	0
第2章 災害予防計画に関する意見	0
第3章 災害応急対策計画に関する意見	2
第4章 災害復旧・復興計画に関する意見	0
第5章 特殊災害対策に関する意見	0
計	2

○ 意見の反映状況

反映区分	件数
A 計画に反映させたもの	0
B 意見の趣旨が既に計画に盛り込まれているもの	2
C 今後の取組において参考にするもの	2
D 計画に反映できないもの	2
E その他(感想・質問)	24
計	30

地震災害対策計画

意見整理番号	改正計画該当箇所	意見の趣旨	反映区分	市の考え方等
1	第2章 第11節	<p>地-37の「避難支援者等関係者」ですが、ア自治会・自主防災会、イ民生委員から、オ社会福祉協議会、カ地域高齢者支援センターまで列挙されていますが、これらが具体的にどのように連携していくかの指針なり、行政としてのアイデアや提案が全く示されていません。</p> <p>文中（地-39）では“避難行動要支援者と避難支援等関係者が、平常時から相互にコミュニケーションを図りながら、どのような支援が必要か十分に話し合っただけ”とありますが、自治会や民生委員に丸投げ（あとはそっちで勝手にやっってください）のような印象を受けます。</p> <p>万が一震災時に避難行動が出来ずに、亡くなる場合があった場合、責任の所在はどうなっているのでしょうか？</p>	E	<p>「地域防災計画」は、災害対策基本法（以下「法」という。）及び大規模地震対策特別措置法に基づき、本市における大規模な地震災害、風水害等に対処するため必要な事項を定め、市民の積極的な協力により本市ほか防災関係組織の総力を結集し、防災活動を総合的かつ計画的に実施することで、市民の生命、身体及び財産を災害から保護する目的で作られています。「地域防災計画」では、本市の災害対策に関し、総論的に一般的事項について記述しておりますが、各論的に具体的事項についてはそれぞれ別に定めがあります。（以下の個別の説明においても、同様に解釈してください。）</p> <p>上記に述べたように、具体的な対策については、「避難行動要支援者の避難支援対策手引」という避難支援についてのマニュアルを作成しております。その中で、避難支援等関係者となったとしても、避難に関する支援を可能な範囲で行うこと及び支援を行う法的義務を負うものではないこと等の記載があります。</p>

2	第2章 第11節	<p>また、「避難行動要支援者を含めた訓練を実施することで、地域の防災力が高まります」（地－39）とありますが、この訓練を主導するのはどこでしょうか？ この場合は、社会福祉協議会が音頭を取って各自治会に対して主導的に働きかけるべきと考えますが、このあたりの指示系統のイメージが全く示されていないため、計画書でこのように書かれてあっても、自治会としては動きようがありません。 社会福祉協議会のモチベーションがそこまで高まっているかどうかとも疑問です。</p>	E	<p>意見1でも述べた「避難行動要支援者の避難支援対策手引き」の中で、避難行動要支援者本人を含めて地域住民である避難支援等関係者皆さんの日頃からのつながりや信頼関係が不可欠となります。そのため、訓練についても自治会をはじめとする皆さんで主導していただき、毎年、実施する総合防災訓練では、訓練メニューに位置付けておりますし、地域ごとの訓練の際にも、避難行動要支援者に対する情報伝達や安否確認、避難経路の確認などをしていただくことにより、地域全体の防災意識の向上を図るよう努めます。</p>
3	第2章 第11節	<p>地－38の「避難支援名簿」の災害時の扱いについても注意、配慮が必要と思われる。常時は、施錠としているが、非常時はどのように考えるべきか議論のうえ決める必要があると思われる。</p>	E	<p>非常時においても平常時と同様に、個人情報の管理や取り扱いについては、施錠等の方法による十分な注意、配慮を考えております。</p>
4	第2章 第11節	<p>地－39に「無理な活動は行わず、行政機関等への救助の要請を行うものとします。」とあるが、状況は、非常時なので、組織名、連絡番号を明確にして、場合によっては、支援者が居留している場所に明示する事まで行う事で、連絡の糸口としてやっとな機能するものと思われる。</p>	E	<p>法第50条第2項の規定では、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提であり、そのため、市町村等は、避難支援等関係者等が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮することとなっており、本市の地域防災計画もこの法の趣旨を反映したものとなっています。また、避難行動要支援者ごとに避難経路等を記入し、作成する個別計画には、連絡先を記載します。</p>
5	第2章 第12節	<p>地－40の「5文化財の保護」について、知識、所在、取扱い等の知識者が少ない。それに伴う、フロー図、組織等の形成ができていないのでは？</p>	E	<p>「文化財の保護に係る災害時のフロー図、組織等」に関しては、地域防災計画にフロー図等はありませんが、この地域防災計画の目的や理念をより具体化できるよう、文化財を所管する担当部局が必要に応じてマニュアル化することになります（担当部局で現在検討中）。</p>
6	第3章 第4節	<p>地－50「1異常現象発見者の通報」について、通報情報のマップへの落とし込み。視覚化することで、範囲、方向、傾向等が判断しやすくなる。小規模の案件は、長期蓄積することで、原因、対策案へ導きやすくなる。大規模の案件は、情報量が多いので、その物だけに使用する。</p>	E	<p>過去の防災本部（災害対策本部の設置までに至らない規模の災害時に設置）が設置された際には、土砂災害危険箇所（土砂災害警戒区域、急傾斜地危険箇所）や防災行政無線等の防災情報の入ったマップを用いた通報情報のマップへの落とし込み、また、情報の規模に応じた振り分けについて実施済みです。今後、災害対策本部が設置された場合にも、同様に実施する予定です。</p>

7	第3章 第1節、 第6節	<p>地-57の「広域避難場所の開設」では、“災害の規模または状況により開設します”とありますが、一方で「避難所運営マニュアル」によれば“震度5弱以上で開設”とあります。具体的な震度レベルと開設の有無についての基準はないのでしょうか？</p> <p>地-41では、災害対策本部は「震度5弱の観測」で、「大規模な災害の発生」または「発生が予想される」場合に設置するとありますが、「災害対策本部の設置＝広域避難場所の設置」と解釈していいのでしょうか？</p> <p>→具体的な震度レベルと開設の有無についての基準</p>	E	<p>大規模地震の発生に伴う大火災の発生という最悪の状況下で、火災が延焼拡大しても輻射熱や煙に冒されない場所、安全が確保できる場所及び防災施設が整備されている場所として指定しているものが、「広域避難場所」ですが、実際に起きた災害の規模又は状況により開設しますので、具体的な震度レベルと開設の有無についての基準は決められておりません。一方、「避難所」では、大規模地震発生後（震度5弱以上）直ちに、広域避難場所に市職員を配置し、施設の応急危険度判定を経たうえで、屋内に避難所を開設しますが、「避難所運営マニュアル」は、その際の運営に関するマニュアルとなっています。</p> <p>「災害対策本部」は、震度5弱以上を観測した際に、大規模な被害が発生し、又は被害が発生するおそれがある場合に、法第23条の規定により地震災害応急対策を実施する必要があると市長が認めるときに設置しますので、必ずしも「災害対策本部の設置」＝「広域避難場所の設置」とはなっていません。</p>
8	第3章 第2節	<p>地-43の「2 配備基準」について、「水道部4級以上の職員」、「下水道部4級以上の職員」、「多数が5級以上の職員」、「応急危険度判定士」等の記載があるが、以上を育成、確保するプログラムが必要だが（必要人数を確立することも含む。）、その体制は？</p>	E	<p>地域防災計画では、上・下水道応急計画などの災害応急対策計画の概要が記載されていますが、災害時に応急復旧活動を行うライフライン関係や応急危険度判定士等の専門の技術職員を有する部署などでは、その活動内容や必要人員の確保について、それぞれの部署がより具体的な計画やマニュアルを作成し、災害時に備えた対応をしております。</p>
9	第3章 第2節	<p>地-44 「職員の動員」については、フロー図化し、視覚化して分かりやすくする必要があります。</p>	E	<p>「職員の動員の視覚化」に関しては、地域防災計画にフロー図等はありませんが、職員の配備基準、職員で構成される地区配備隊、災害時の各課の動き等について別に定めてあります。</p>
10	第3章 第3節	<p>地-45の「通信情報」について、秦野市が発信であることを識別できる工夫が必要と思われる。情報が入り混じり、真偽の判断が災害時には、困難となる為、東海大学と共働で開発が必要があると思います（他のツールも含めて。）。 また、メディアの違いにより、時間差が生まれるため、同時に違う内容が伝わる可能性もあります。（古い情報と新しい情報の混在化）研究の余地とフロー図化が必要です。</p>	E	<p>本市が発信する緊急情報メールなどを使用した情報に関しては、それぞれの情報媒体において本市が情報の発信源とわかるようになっております。なお、地域防災計画の該当箇所には、本市の情報発信媒体の種類を記載しております。</p> <p>現在、防災行政無線のデジタル化に合わせて、新たな情報発信媒体を研究・調査しておりますが、今後も国や県との情報共有に加え、東海大学など専門的知見を有する学術機関等との共同での研究開発の可能性を探っております。</p> <p>メディアの違いに係る時間差等の問題では、本市が発信する情報に関しては、適切な情報の発信とタイミングに細心の注意を払うべきものと認識しておりますが、本市以外から発信される様々な情報会社等からの情報発信に関しては、この限りではないため、市民それぞれが信頼できる情報原の確認と適切な情報収集に努める必要があると考えます。</p>

11	第3章 第4節	<p>地-50の「異常現象の通報」について、フローを見るとある程度集約した情報が届くのだが、市民から直接という経路のも災害という特殊状況下では、統制が困難なので起こると思います。災害対策本部での情報を受ける態勢が明確になっていないが、多くの情報をいくつの回線（ツール）で何人で処理する事を想定しているか分からない。ここで、的確な処理が困難になると、的確な情報伝達、対策をとれなくなる。</p>	E	<p>「災害対策本部での情報を受ける態勢」に関しては、地域防災計画に具体的な記載はありませんが、災害対策本部条例、災害対策本部要綱等に具体的な災害時の体制が定められており、的確な情報の収集及び処理伝達を行います。</p>
12	第3章 第4節	<p>地-56「避難誘導」について、「危険個所への標示」とあるが、表示物の確保、設置方法の模索、確立をしないと災害時に、材料の確保、明示方法（固定方法、テープ、ロープ等）が困難だと思う。</p>	E	<p>「危険個所への標示についての標示物の確保、設置方法等」に関しては、地域防災計画に具体的な記載はありませんが、別にマニュアル等を作成し対応しております。 なお、本市では、トラロープ、立ち入り禁止テープ等の標示物を常時備蓄しており、即時対応が可能となっております。</p>
13	第3章 第6節	<p>地-59ページ(4)ペット対策では、「避難所におけるペットの扱いについては、「ペットの防災マニュアル」に沿って、秦野市獣医師会の協力のもと、ケージにおける飼育等適切な管理に向けたルールづくりを進めます。」とありますが、いつ、誰が進めるのかを明確にしていただけますでしょうか。「ペットの防災マニュアルに沿って」とあるので、そちらを読めば「避難所設置者・避難者・ペットの飼い主」が「避難所生活が必要になったとき」に、との推測は出来ますが、この文章だけですと「防災課として日頃からルールづくりを進めておく」とも受け取れてしまい少々分かりにくいように感じます。</p>	E	<p>「ペットの防災マニュアル」に沿って、避難所を設置した際に、避難所の設置者と避難者と避難したペットの飼い主との話合いの場を設け、ペット受入れの条件やルールを決めます。また、定期的な話合いの場を設け、話合いの中で状況に合わせてルールを見直しを検討します。決定した飼育管理ルールは、掲示板等で情報を開示し、避難している人全員に対して周知運用していきます。</p>
14	第3章 第8節	<p>地-62の「供給方法」ですが、“調達された物資は、被害状況に応じて、避難所別、世帯別に供給します”とありますが、この文言によれば「避難所別」と「世帯別」が並列で記されています。そうすると、ここで言う世帯別とは、避難所に受け取りに来た世帯代表者に手渡すという意味でしょうか？“世帯別に供給します”の具体的なイメージをお知らせ下さい。</p>	E	<p>避難所に避難者を受け入れる際には、各避難所別に世帯・家族単位で名簿への登録を受け付け、その名簿を基に物資を提供するため、物資の供給は、「避難所別」及び「世帯別」となります。なお、自宅での避難生活が可能なのは、極力、自宅での生活が原則となりますが、自宅で生活する人でも世帯・家族単位で名簿に記載し登録することで、物資の供給を受けることができます。</p>

15	第3章 第8節	避難所運営マニュアルでは「食料等の配給」に関して、“・・・避難所以外の近隣の住民避難者にも等しく食料を配給します”とあります。この災害計画にはこの内容が一切記されていませんが、なぜなのかをお聞きしたいと思います。	E	「食料等の配給」に関しては、地域防災計画に具体的な記載はありませんが、「避難所運営マニュアル」において、「避難所運営」に関する具体的な運営方法を記載しています。
16	第3章 第9節	地-65「下水処理場」について、バックアップ電源はいかがでしょうか？人口を考えて何日で復旧しなければいけないのか？何日停止することが可能なのか？復旧活動サポートボランティアの育成・組織が必要と思われる。（他の施設も含む。）	B	「下水処理場のバックアップ電源」に関しては、地域防災計画に具体的な記載はありませんが、電気が止まった場合には、本市が管理する主要な施設に関しては、その機能を回復するため早急に電源を回復する必要があることから、停電時には、下水処理場を含め各施設において自家発電により電源を確保する対応となっております。復旧活動サポートボランティアについては、「ボランティアの受入れ」として、計画の中に記載があります。
17	第3章 第10節	地-67ページ2応急仮設住宅の建設について、ペットを連れて入居できる棟と入居できない棟を分ける、又は建設敷地ごとで分けるなど、あらかじめ決めておくことは出来ませんでしょうか。これは、ペット連れを優先するというのではなく、アレルギーや苦手な方への配慮と無用なトラブルを未然に回避するために必要なことだと思います。	D	応急仮設住宅には、多くの応募があることが予想されるため、ペット共生住宅についてあらかじめ決めておくことは、住宅の用途を限定してしまうため、適切でないと考えます。ペット同伴での仮設住宅等への入居に関しては、他の入居者の意見やペット個々の特性を勘案し、調整を図ります。
18	第3章 第20節	地-88「3家畜に対する応急措置」について、畜舎の破損により、外部へ放置された状況対策がない。	E	「家畜に対する応急措置」に関して、「畜舎の破損により、外部へ放置された状況対策がない。」ということですが、所管部局におけるマニュアル等により具体的な対応が行われるため、地域防災計画に具体的な記載はありません。
19	第3章 第21節	地-89「1災害救助法」について、被害の状況把握方法が不明。災害派遣要請の重度識別が不明。	E	市の災害対策本部は、地区配備隊、防災関係機関、地域住民などあらゆる方面から得られた災害情報により、被害状況の把握を行うとともに、その収集した情報を分析した結果、災害救助法の適用基準に該当した場合には、その適用手続きに則り、知事に対し災害派遣を要請します。
20	第3章 第21節	地-95「9ヘリコプター離着陸場適地等の選定」について、峠地区に1箇所あった方が良いのでは？孤立する可能性があると思います。	C	自衛隊の災害派遣に係る「ヘリコプターの離着陸場適地等の選定」にあたっては、離着陸要領及び離着陸選定基準を基に選定しております。今後、孤立する可能性がある地域には、それらの要領や基準に該当する適地があるかどうかを含めて調査していきます。
21	第3章 第24節	地-100「義援金品の配分」について、「公平かつ円滑」とあるが、この方法もフロー図化しないと混乱し、不平等が起きやすくなる。	E	「義援金の配分」に関しては、地域防災計画に具体的な記載はありませんので、関係部署と体制を協議します。

22	第3章 第30節	<p>地-112の「災害ボランティアの受け入れ」では、“保健福祉センターに災害ボランティアセンターを設置し、大根公民館及び西公民館を活動拠点とします”という記述がありますが、西公民館は耐震上問題があるため、隣接する西中学校とともに再配置計画で取り壊す予定となっていたはずで す。 そういう問題を抱える西公民館を活動拠点とする妥当性はどこにあるのでしょうか？</p>	E	<p>大規模災害発生時の「災害ボランティアの受け入れ」に関しては、保健福祉センターを災害ボランティア活動の本部とし、本市の東部の拠点としての大根公民館、西部の拠点としての西公民館と位置づけております。 現在の西公民館は、地域防災計画の作成当初から交通の便等の立地面などを考慮し活動拠点と位置付けており、公共施設再配置計画では複合施設(西中学校屋内運動場との複合施設)として生まれ変わる予定となっておりますので、今後も西部の活動拠点として考えております。 なお、現在の西公民館を実際に使用する場合には、応急危険度判定を行うなど、その安全性を確認する必要がありますと考えており、建て替え期間中は、代替施設を検討します。</p>
23	第3章 第24節	<p>地-124「特殊災害対策」について、放射性物質が他から持ち込まれる可能性も考えられるので、文章としてあるのは有意義だが、本市においては、化学物質の拡散、地下水への浸透等の方が可能性が高く、まったく触れられていないのは、不備と思う。</p>	E	<p>「特殊災害対策」に関しては、東日本大震災の経験から、「放射性物質」に特化した対策を行う必要があるため、そのような記述内容となっています。 なお、「科学物質の拡散、地下水への浸透等」については、神奈川県生活環境の保全等に関する条例及び秦野市地下水保全条例により、環境保全を所管する部局において平時から対応しているものであり、災害時においても平時と同様の対策を行います。</p>
24	第6章 第5節	<p>地-139「滞在者対策」について、小田急等の滞在者を多く流入させる可能性のある機関(学校等も)と行政とが緻密な連携がとれる様、長時間化した場合を想定したフロー図化が必要と思われる。</p>	E	<p>「滞在者対策」に関しては、県の被害想定では、帰宅困難者は一番被害が甚大と想定されている大正型関東地震であっても2日後までと想定されています。 なお、小田急電鉄(株)秦野駅長とは、秦野市防災会議の委員として、本市との密接な連携は図られており、駅周辺で帰宅困難者が発生している場合には、帰宅困難者対策として最寄の公共施設の利用を促してもらうこととなっています。</p>
25	第6章 第9節	<p>地-146「1飲料水」について、バックアップ電源は、何時間を想定しているのか。(浄水施設、(送水)加圧施設)</p>	E	<p>水道施設の管理者である水道局では、配水場等の浄水施設については、停電時の自家発電によって、一部施設を除き、最低半日の電源確保ができる想定としております。</p>
26	第6章 第10節	<p>地-149の「児童生徒等保護対策」ですが、“保護者の引き渡し完了するまでは、学校で保護する”とあります。一方小学校や中学校は避難場所(第一次避難所)として指定されており、近隣住民が大勢避難してくることが予想されます。 そういう中において、児童生徒と避難住民が混在した状況における管理はどのように考えているのでしょうか？ 当然ながら非常食糧も状況に応じて、「児童生徒+避難住民分」必要となりますが、そういう余力はどうなっているのかも合わせてお聞きしたいと思います。</p>	E	<p>震度5弱以上の大地震の際には、学校施設の安全確認を行った後、学校職員と地区配備隊が協力して建物内に避難所を開設します。避難者を受け入れるためには、体育館等の限られたスペースを避難所として利用することとなっておりますので、残った児童生徒と避難住民が混在した状況においても、体育館、教室等を割り振り、両者が混在しないよう適切な管理を行います。 各小学校・中学校、総合体育館に備えてある防災備蓄倉庫には、原則として、被災者等に必要な約3日分の食料(アルファ米等)を備蓄しています。</p>

27		<p>【要望】この「地域防災計画」を、自治会用に分かりやすく加工したダイジェスト版を作成して、各自治会住民に戸別配布できるようにしてほしいと思います。</p>	C	<p>今後、市民への周知の観点から、自治会での用途やその必要性も考慮し、分かりやすいダイジェスト版の作成について、研究してまいります。</p>
28		<p>【要望】どの地域でも、ペットと暮らしている家族が多くなっています。仮設住宅で暮らすことになってもペットと生活できるような計画をお願いします。ペットを飼っていない家族に迷惑をかけないためにも、具体的をお願いします。</p>	B	<p>「ペット対策」については、地震災害対策計画「第3章第6節避難計画」及び風水害等災害対策計画第3章第6節避難計画に基づき、「ペットの防災マニュアル」を作成し、その中に飼育場所の設置について記載しております。避難所及び仮設住宅での生活は、集団生活になりますので、衛生上、人の居住スペースから切り離し、ケージを活用するなど屋外で飼育していただきます。</p>

風水害等災害対策計画

意見整理 番号	改正計画 該当箇所	意見の趣旨	反映区分	市の考え方等
1	第3章 第6節	<p>風－56 ページ(4)ペット対策では、「避難所におけるペットの扱いについては、「ペットの防災マニュアル」に沿って、秦野市獣医師会の協力のもと、ケージにおける飼育等適切な管理に向けたルールづくりを進めます。」とありますが、いつ、誰が進めるのかを明確にしていただけませんか。「ペットの防災マニュアルに沿って」とあるので、そちらを読めば「避難所設置者・避難者・ペットの飼い主」が「避難所生活が必要になったとき」に、との推測は出来ますが、この文章だけですと「防災課として日頃からルールづくりを進めておく」とも受け取れてしまい少々分かりにくいように感じます。</p>	E	<p>「ペットの防災マニュアル」に沿って、避難所を設置した際に、避難所の設置者と避難者と避難したペットの飼い主との話合いの場を設け、ペット受入れの条件やルールを決めます。また、定期的に話合いの場を設け、話合いの中で状況に合わせてルールを見直しを検討します。決定した飼育管理ルールは、掲示板等で情報を開示し、避難している人全員に対して周知し運用していきます。</p>
2	第3章 第10節	<p>風－63 ページ2 応急仮設住宅の建設について、ペットを連れて入居できる棟と入居できない棟を分ける、又は建設敷地ごとで分けるなど、あらかじめ決めておくことは出来ませんか。 これは、ペット連れを優先することではなく、アレルギーや苦手な方への配慮と無用なトラブルを未然に回避するために必要なことだと思います。</p>	D	<p>応急仮設住宅には、多くの応募があることが予想されるため、ペット共生住宅についてあらかじめ決めておくことは、住宅の用途を限定してしまうため、適切でないと考えます。ペット同伴での仮設住宅等への入居に関しては、仮設住宅の他の入居者の意見やペット個々の特性を勘案し、調整を図ります。</p>
3				